

議 事 日 程 (第2号)

平成28年2月29日(月) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 | 湖西市職員の退職管理に関する条例制定について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 湖西市行政不服審査法施行条例制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第20号 | 字の区域の変更について |
| 日程第19 | 議案第21号 | 平成27年度湖西市一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第20 | 議案第22号 | 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第21 | 議案第23号 | 平成27年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第22 | 議案第24号 | 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第23 | 議案第25号 | 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第24 | 議案第26号 | 平成27年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第25 | 議案第27号 | 平成27年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第26 | 議案第29号 | 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第30号 | 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第31号 | 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第32号 | 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第33号 | 平成28年度湖西市水道事業会計予算 |
| 日程第31 | 議案第34号 | 平成28年度湖西市病院事業会計予算 |
| 日程第32 | 請願第1号 | 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める請 |

願

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお本会議を円滑に行うため、通告された内容について既に説明されている際は質疑を省略する等の御協力をお願いいたします。

○議長（二橋益良） それでは日程第1 議案第2号 湖西市職員の退職管理に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。議案第2号 湖西市職員の退職管理に関する条例制定についてということで、2点ほど通告してございますのでお伺いをしたいと思います。

1点目ですけれども、職員が離職後2年間、再就職先からの契約等の依頼を制限されるわけだと思えますけれども、これ離職後の管理として再就職先の届け出、これはどこまで行うのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） 楠議員にお答えをいたします。御質疑は再就職情報の届け出は何回までということをお答えをさせていただきます。

今回の条例においては、再就職情報の届け出を義務化しているものではありませんが、湖西市では従来より退職時に再就職先の調査をしており、全員が届けをしてくれております。

改正後の地方公務員法では、退職後2年間、職務上の要求・依頼を禁止していることから、その旨を退職者に通知しているところですので、2年間は再就職の状況を届け出をしてもらうこととなります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 2年間は何度でも届け出をしていただくということでもよろしかったですね。

2点目ですけれども、今御答弁の中にもあったんですけれども、届け出の義務違反、届け出を怠った場合の対応、処置はどのようになるのか、もしお答えできればお願いいたしたいと思います。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） 先ほど回答させていただきましたとおり、再就職情報の届け出は義務化していないことから、違反に対する対応及び処置は現在考えておりません。

何よりも職務上の要求・依頼を禁止していることを職員が理解することが大切であると考えておりますので、しっかり周知をしていきたいと考えております。なお、私を含めてですが、今年度退職者には2月4日に退職者説明会を開催し、周知をしたところであります。以上であります。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 職員さんのモラルに任せるということで理解をいたしました。条例を定めるということでもしっかりと徹底するというので、私たちも見守っていききたいと思います。以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 議案第3号 湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子。議案第3号

湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定についてを質疑させていただきます。

1点目、第4条に、またはこれと同等以上の専門的知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとするがあるが、どのような人を指すのか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

〔市民経済部長 青島一郎登壇〕

○市民経済部長（青島一郎） それでは竹内議員にお答えをいたします。

基本的には、まず有資格者を相談員に任用してまいりたいと思っております。第4条にあります、市長が認める者とは、不測の事態により相談員が欠けた場合に人員の確保を迅速に行う必要があることから、試験合格者と同等以上の専門知識があると認められれば、例外的に相談員として任用できることを定めるものでございます。

具体的には、消費生活専門相談員資格制度の受験者など、現時点で資格を有していなくても資格を取得する意思と専門知識を有する人を想定しております。

私どもとしましては、不測の事態になっても有資格者であります相談員を確保できるよう、県を含めた他市の消費生活相談センターの人材情報の収集に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 10番 竹内祐子さん、よろしいですか。どうぞ。

○10番（竹内祐子） 今現在、湖西市は相談員さんを二人配置していると思うんですが、これもやはりこのまま二人の配置という形でいくのですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） ちょっと次の議員の質問にも少しかぶるところありますけれども、今おっしゃるとおり、今二人の相談員が資格を持っておられます。この二人で新年度以降も相談業務を続けていく、そういう予定でおります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 少しわからないところがあっ

たので、もう一つ聞きたいんですけども、この資格には専門的な知識と技術ということが書かれているんですけども、この技術というのはどういうことなのか教えてください。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） 基本的には今言われた知識というのがほぼ重要かと思えます。技術というのは、条文上必要として書かせていただきましたけれども、具体的なこういった技術をとというのはないんですが、やはり電話対応ですとか、接客ですとかございますので、そういったものも含めて技術というような表現をさせていただいております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。では次に行きます。

第5条の消費生活相談員の処遇の確保について、必要な措置を講ずるとなっていますが、その内容はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） 消費生活相談員は、市の非常勤職員として採用しております。相談員は有資格者ということもあり、その専門性に鑑みて、給与等を一般の非常勤職員と比べて優遇しようとするものであります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 給与を優遇して、その相談員を確保していくということと理解いたしました。

任期ごとにその方の様子を見て継続していくと思うんですけども、この任期を確認させていただきたいと思えます。任期は何年でしたか。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） 申しわけありません。任期は1年でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。ありがとうございます。

では3点目、第7条の情報の安全管理についてはどのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） 現在におきましても、相談室は相談時間以外は施錠するなど、相談情報が漏えいすることのないよう管理しております。

また、当市は国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結ぶ相談情報管理システムを利用しておりますが、専用の回線を使い、なおかつパスワードによる二重の管理をしており、登録された職員以外、閲覧できないよう厳しく管理されております。

今回、条例が可決され、施行に至った後も、これまでと変わらず、引き続き情報の安全管理に努めてまいりますのでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。以上で私の質疑を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。議案第3号ですね。私のほうからは3点ほど通告をしておりますけれども、先ほど先輩議員のほうからの質疑・答弁があったところはちょっと割愛をして質問をしたいと思っております。

1点目ですけれども、この消費生活相談窓口ですけれども、湖西市役所庁内はもとより、湖西市内には警察署ですとか、あと社協など複数の箇所でも相談をすることができるんですけれども、これ情報の一元化が図られるのか。今先ほど答弁ございましたけれども、ネットワーク、相談情報管理システムで総合的に管理をされているのか、そこら辺を少し教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

〔市民経済部長 青島一郎登壇〕

○市民経済部長（青島一郎） 楠議員にお答えをいたします。

消費生活相談は、主に商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理する制度で、まずその窓口は消費生活相談窓口に一元化をされております。例えば、相談者が警察や社会福祉協議会へ相談した場合でも、消費生活相談については市の相談窓口案内をされます。また、相談員は悪質な業者については逆に警察に通報いたしますし、相談者の内容が法律に及ぶ内容であれば、社会福祉協議会が主催する弁護士相談や司法書士相談、そちらへ案内をする流れになっております。

御質問の情報の一元化についてでございますが、相談情報は国が構築した全国の消費生活センターと、先ほどおっしゃいましたオンラインで結ばれた情報管理システムによって保存され、その情報は基本的には機密扱いとなります。そのため、他団体とデータを一元共有することは考えておりません。県西部県民生活センターが主催する警察との情報交換会など、個別のトラブル案件における協力を通じ、情報のやりとりを行って、共有を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） よくわかりました。つながりがよくわかりました。

2点目の質問につきましては、先ほど先輩議員の質問でわかりましたので、割愛をさせていただきます。3番目の質問、よろしいですか。

3番目の質問で、第6条のところに書いてある当該職員のところなんですけれども、研修についてです。先ほどの答弁では、非常勤職員をというような御答弁でしたけれども、正規職員等の研修の計画はありますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） お答えいたします。

消費生活相談に関する研修といたしましては、地方の消費生活センターの中核的な役割を担います独立行政法人国民生活センターが主催する研修や、県

消費生活センターが主催する研修など、テーマに応じた研修があります。

当市といたしましては、相談員、まず相談員ですが、受講する研修として専門性の高い、具体的な問題解決手法を学ぶ研修を中心に、年間で1人当たり7回から10回程度。御質問の担当する行政職員には、基礎的な知識を習得する研修を中心に3回から5回程度受講させる計画でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。担当する職員の方についての研修計画はあったんですけども、先ほど竹内議員のほうからも質問があったと思うんですけども、任期1年ということで、うまく更新ができなかったですとか、また新しい人材を採用しようとしたときに、庁内の正規職員ではお考えにならないですかね。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） 済みません。ちょっと御質問を確認させていただきますが、相談員を、職員が相談員を行うというような御質問でございますか。

○5番（楠 浩幸） はい。

○市民経済部長（青島一郎） 職員をそこまで教育・育成できればそれも可能かとは思いますが、今私どもが考えてますのは、やはりそういう資格を持っておられる方、職員に受験させるということも選択肢としてはあるかもしれませんが、やはり職員はどちらかというとオールマイティにさまざまな部署へ異動するというのがございますので、私どもが考えてますのは外部の方で相談員をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） これ以上はちょっと質問の趣旨が異なってくると思いますので、質問を控えたいと思います。以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第4号 湖西市行政不服審査法施行条例制定についてを議題いたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題いたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第5号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第6号 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第6号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第7号 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私のほうから通告2点ほどさせていただいております。

議案番号7番、湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてということで、職員の退職管理の状況について公開をされるということなんですけれども、公開の内容を簡潔に教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） お答えをいたします。

今回の条例改正は、地方公務員法の改正に基づき全国的に同様に行われていることから、今後公表内容について統一的な見解が示されると考えておりますが、現在、県に確認をいたしました。何も情報がないということでございます。

私どもとして想定しているものは、退職後2年間は職務上の行為について要求・依頼の禁止をしている制度の説明に加え、違反行為に係る把握方法や退職者の再就職先について民間企業や自営等の区分別人数を公表することを想定しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） まだ明確に公開内容が開示されていないということですが、またそのときには教えていただきたいというふうに思います。これ以上聞いてもしようがないなと思えました。

2つ目の質問ですけれども、これも同等だと思うんですが、職員の人事評価の公表について、公開の内容を教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） ではお答えをいたします。

先ほどの回答と同様となりますが、今後具体的な内容については統一的な見解が示されると考えておりますが、現在の公表においても、本市においては既に人事評価の状況について、ウェブサイト等で制度の公表を行っていることから、同様の公表になるかと想定しております。以上であります。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。今公開されているのを見ってきましたけれども、承知しました。ありがとうございます。以上で質疑を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 私の議案第7号に関する質疑通告は、ただいまの楠議員と同じでありますので、取り下げをさせていただきたいと思っております。お願い

します。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第7号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第8号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第8号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第9号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第9号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第10号 湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第10号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第11号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が11番 荻野利明君から提出されておりましたが、本日欠席のため、質疑を取り下げる旨の申し出がございましたので御報告いたします。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第11号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第12号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。議案第12号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてお尋ねをいたします。

せんだって、新居の地域センターで省エネ建築セミナーを受講させていただきました。建築物の環境エネルギー性能を考えることの大切さを教わりました。本条例はそのことに関連する法律の改正に伴う条例改正ということだというふうに思いますけれども、建築物の省エネ基準への適合性審査などの申請の意義、内容について、概要を教えてくださいとともに、この1年間にどの程度の件数を見込んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。都市整備部長。

〔都市整備部長 片山彰宏登壇〕

○都市整備部長（片山彰宏） お答えいたします。

1つ目の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する申請は、延べ床面積が300平方メートル以上500平方メートル未満の建築物について、省エネルギー基準に適合することについて認定を受けるために、湖西市での届け出義務を課しております。認定を受けることにより、省エネ基準に適合する旨を表示できるということになります。

現法令のもとで本年度の申請は5件ありましたので、今後も同程度の件数であると見込んでおります。なお、300平方メートル未満の建築物におきましては、任意の認定申請となるものでございます。

2つ目の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する申請は、環境負荷の低減を図りつつ、良好なストックを将来世代に承継することで、より豊かで優しい暮らしへの転換を図ることを目的としております。認定を受けることにより、例えば固定資産

税の軽減期間が5年になるなど、税の特別措置を受けることができます。

長期優良住宅の認定申請は年間50件程度ありますため、今後の見込みも同程度であると考えております。今回の改正では、既存建築物の増改築にも適用されるということになるものでございます。

3つ目の都市の低炭素化の促進に関する法律に関する申請でございますが、市街化区域内において低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度でございます。認定を受けることにより、所得税の軽減等の措置が受けられます。

今回の改正により、簡易な方法により認定を受けることができることとなりますが、今までの実績といたしまして、年に1件あるかないかの状況でございますため、今後も同程度の件数であると見込んでいます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 概要はわかりました。ありがとうございました。専門家との相談の中で進める仕事かなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第12号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第13号 湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私のほうから1点、通告させていただいておりますのでお伺いしたいと思います。

議案番号は13ですね。湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例改正について。湖西市立の幼稚園において、長期連休中の一時預かり保育の具体的な事業内容について、どのようになっているのか。対象ですとか、受付時間、期間、周知の方法についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） それでは楠議員にお答えいたします。

長期休園中の一時預かりですが、時間は朝8時から夕方4時30分、特に園長が必要と認めた場合には最長5時半までといたします。公立幼稚園在園児で、保護者の就労、疾病等により長期休園日に保育を必要とする園児や、家庭の事情により緊急的または一時的に保育を必要とする園児を対象に、白須賀幼稚園で行います。人数は1クラス30人程度を予定してございます。

実施期間は、年度初め休園日、これは4月です、年度初め休園日、また夏季休園日、冬季休園日、学年末休園日、これは3月です、といたします。3歳児は入園した年の夏季休園日から開始したいと考えております。なお、祝日、土曜日、日曜日並びに8

月13日から15日、12月29日から翌年の1月3日まではお休みをしたいと考えてございます。

方法といたしましては、一時預かりを希望する方は年度当初各園に登録申請書を提出し、実際に利用する長期休園日の7日前までに保護者の就労証明書等必要書類を添えて各園に申請していただきます。

利用料につきましては、1日1,000円、また、おやつ代は別途徴収し、お弁当、水筒は各家庭で用意していただきたいと考えてございます。

担当は、一時預かり担当の正規職員4人と非常勤職員4人、計8名が交代して保育を行っていくつもりでございます。

また周知の方法といたしましては、各園で年度当初の入園式の保護者会、入園説明会等で説明をさせていただくことに加え、湖西市のウェブサイトに掲載する予定でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですけども、対象になられる方で、就労証明が必要と、これは必ず必要というふうになるんですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回想定しているのは、就労している方が夏休みにお休みしなければならぬというところが補完されるようにということで、一応就労される方、また疾病等、急遽お子さんを見れないという状態の方を対象と考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） よくわかりました。ありがとうございました。質疑を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 私の通告内容も、ただいまの御答弁で大変よくわかりました。せんだって24日の新聞に大きく掲載されましたので、多分市民の皆さ

んの関心も大変深い事案だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ一点だけ、保育料1日1,000円ということになってますけれども、多分これは保育所の一時預かりと同じにしたとそういうふうな理解でよろしいかなと思ひますけれども、その一点だけ確認をさせてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 渡辺議員にお答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、保育園で行ってると一時預かりを基本として考えてございます。それで1,000円とした理由、根拠でございますけれども、保育園の育児短時間、これは8時間です、8時間の方の第5階層の保育料を基本といたしまして、そこから給食費を除いて計算してございます。保育園の第5階層というのは一月に2万2,300円で、今言います給食費でございますけれども、平均3,900円でございます。それを除いて一月を二十日として換算いたしますと、920円で約1,000円だということと根拠といたしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。以上で質疑を終わります。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 吉田建二です。質疑をさせていただきます。

まず1番目の、1日の預かり保育料1,000円ということは理解をいたしました。半日の場合というようなことがあった場合でも、1日単位で徴収するのか、その点について確認をさせてください。

○議長（二橋益良） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 吉田議員にお答えいたします。

議員が今おっしゃられたとおり、長期休園中の一時預かりにつきましては、半日であろうが、1時間であろうが、1日単位として預かりたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 2番の保育時間、それから3番の1,000円とする根拠、これについてはさきの同僚議員の質疑・答弁で了解をいたします。

4番の詳細についてということでございますが、いろいろな今説明をしていただいた運営に関する事、また申し込みの手続など、こういうような詳細については規則で、あるいは要綱等で定めていくのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 議員がおっしゃるとおり、保育の実施の詳細につきましては、湖西市立幼稚園一時預かり事業実施要綱において定めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 要綱で定めていただくということを確認させていただきました。私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第13号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第14号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告が11番 荻野利明君、10番 竹内祐子さんの2名から提出されておりましたが、11番 荻野利明君が本日欠席のため、質疑を取り下げの旨の申し出がございましたので御報告いたします。

それでは10番 竹内祐子さんの発言を許します。

10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子。議案第14号湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑をさせていただきます。

1点目、准看護師を追加する理由は何かをお伺いいたします。お願いします。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 竹内議員にお答えいたします。

今年度から子ども・子育て支援新制度が開始されて、小規模保育事業などは認可権を市が行うようになりました。

この事業の認可のために必要となる基準については、厚生労働省令に基づきまして、市が条例で制定してきたものでございます。このもととなっている省令の、今回一部が改正となったため、それに合わせて市の条例の改正を行うものでございます。

この改正の趣旨につきましては、保育事業に従事する人材を確保しやすくし、保育の受け皿を整備するといった目的でございます。以上で答弁とさせて

いただきます。

○議長（二橋益良） 10番 竹内祐子さん、よろしいですか。

○10番（竹内祐子） 最初に確認します。これは先ほど認可権を市がするようになったから条例を制定したということでした。でも、条例の一部改正が行われるようになったもんだから、その案内が来たので湖西市も一部改正するよというふうに受けとめたんですが、これは国のほうから言われてきたことに従わなければいけない条例ですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回、国が定めているものに市は準じなさいというものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 従わなければならなくて、もしこれを准看護師というふうに追加していかないと何か罰則はありますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 特に罰則のほうは聞いてございません。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 新聞とかニュースでも、皆さん保育現場のさまざまな事件が起きているということは御承知かと思えます。やはり保育のノウハウのない准看護師を配置することで他の職員にも負担がかかり、私は悪循環になると考えています。それでも湖西市は准看護師を追加して人材確保をし、保育の受け皿を確保するためにやっていきたいというお考えであるのか、もう一度気持ちを伺いたしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 竹内議員にいま一度確認していただきたいんですけども、保育に現場に当たる保育士の数は、国の決められた配置で行います。ただ、保育士の数、サブでつく保育士を、もう一人保育士をつけるとなかなか大変ですけども、そのカウントするサブの保育士を准看護師でも一人として数えてもいいよという今度の改正でございます。

だから何が何でも准看護師を保育士のかわりにさ

せるというものではありませんので、誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） それでも条例がこのように改正されれば、事業者の方に言わせれば、こういうふうに書いてあるからこういうふうにやっていくんだよというふうになって、私は保育のやはり質が低下してくるような気がするんですが、やはりこのところに准看護師というものを追加しなければならぬのか、もう一度教えてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 次の質問とちょっとかぶる回答になるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

保健師、看護師、准看護師につきましては、乳児の保育や健康管理、病児等の対応等、できる範囲の業務に従事していくものと考えてございます。先ほども言いましたように、保育士のかわりをさせるのではなくて、保育士でなくても一人としてカウントできるよというところの改正だと考えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） お気持ちはよくわかります。もう一度確認ですけれども、これを追加しなくても罰則規定というのはないんですね。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 特に罰則は聞いてございません。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。以上で私の質疑を終わります。

○議長（二橋益良） 10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第14号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第14号の答弁について、教育次長のほうから訂正がございますので、お願いいたします。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 済みません。議案第13号でございます。

○議長（二橋益良） 訂正いたします。13号の間違いでした。13号、お願いします。

○教育次長（落合 進） 済みません。議案第13号でございます。渡辺議員に、1,000円の根拠について答弁したところ、本来でしたら保育園の保育短時間の第5階層と言うべきところ、私、保育園の育児短時間と申し上げました。正しくは、保育短時間ということで訂正して、おわび申し上げます。以上です。

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第16号 湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

これより議案第16号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

また、この場合、議長も表決権を有しますので、ただいまの表決権を有する出席議員数は16名であります。

それでは議案第16号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第17号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第17号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、お尋ねをいたします。

介護予防日常生活支援総合事業の1号事業がこの4月からサービスが開始されるに合わせまして、2年後の平成30年4月からとされていまして在宅医

療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業が2年前倒しをされてできるということになったのは、関係者の御努力の成果であり、市民にとって大変ありがたいことだと思っております。

具体的な内容がよくわかっておりませんので、どのような形でサービスが提供されるのかということを知る意味で、前倒しできることになった理由とその準備状況、そしてサービスの提供が始まることでどのような効果をもたらすようになるかと考えておられるのか、説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高柳益彦登壇〕

○健康福祉部長（高柳益彦） 渡辺議員にお答えいたします。

地域包括ケアシステム構築へのこの3事業につきましては、調査や研修など事業開始に当たっての準備期間であっても開始とみなしてもよいという方針が示され、その期日を条例に示すことによって、準備にかかる経費も国・県等の交付金の対象とすることができることとなりました。

準備状況ではございますが、在宅医療・介護連携推進事業につきましては、浜名医師会と、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者の研修の4点につきまして、27年度に引き続き事業委託をし、市との連携をとりながら事業を進めてまいります。昨日もこの講演会をおぼとのほうで実施いたしました。

生活支援体制整備事業につきましては、第2層の協議体の前身となる研究会の立ち上げや、生活支援コーディネーターの育成及び配置について、社会福祉協議会と連携して検討してまいります。

認知症総合支援事業につきましては、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置に向けて人材育成、研修会への参加をしていく予定でございます。

効果につきましては、こうした事業に取り組むこ

とで、地域包括ケアシステムの構築に向けての充実が図られ、誰もが安心して暮らし続けることができる体制づくりが順次整っていくこととございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 意味はわかりました。サービスが提供されるということではなくて、研究・検討をさらに進めると、条例にちゃんと書けば補助金ももらえると、こういうことだというふうに理解をいたしました。積極的に研究会を進めていただきたいと思っております。昨日のおぼとの研修も大変いい研修会だったと思っております。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第17号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第18号 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておしま

すので、8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 議案第18号について質疑をいたします。

今回の改正は、対象火気設備及び器具の隔離距離に関する規定が追加して定められるものでございますが、今後の市民生活への影響が生じてくるのかどうか、この点について、まずお伺いをいたします。

○議長（二橋益良） 消防長。

〔消防長 山本智康登壇〕

○消防長（山本智康） 吉田議員にお答えいたします。

今回の改正につきましては、平成14年の省令施行時において想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえまして、整合性を持たせるための改正でありまして、市民生活への影響はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 市民生活への影響はないということでご安堵いたしました。

しかし、火災予防条例では、こういうような規定があるということで、今後消防本部では改正による対応はどのように考えているか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 消防長。

○消防長（山本智康） 現状に即した設備、器具に対する改正でございますので、本改正に関する特別な対応は必要ないものと現在考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 了解いたしました。これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第18号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第19号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第19号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第20号 字の区域の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第20号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第19 議案第21号 平成27年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私のほうからは2点ほど通告をさせていただいております。

まず1点目、歳出の2款1項7目にあります財産管理経費におけます湖西市土地開発公社所有の土地買い戻しの場所と買い戻しの理由を教えてくださいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） お答えをいたします。

まず買い戻しの場所でございますが、大森地区の天竜浜名湖線大森駅南側に位置する、面積3,973平

方メートルの土地であります。

次に買い戻しの理由でございますが、平成5年度から平成6年度にかけ、大森工業団地の用地として湖西市から依頼を受け、土地開発公社が先行取得したものであります。その後、議員も御存じのとおり大森工業団地は計画が見直しされ、現在長期にわたり活用されることがなく現在に至っていることから、土地開発公社の膨らむ借入金利を抑えることについて、財政当局と相談の上、予算の確保が可能な金額の範囲で買い戻しすることとしました。

昨年度もこの隣接地について同様な執行をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君、よろしいですか。

○5番（楠 浩幸） 買い戻し後の用地の利用とかは、もしわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） 場所ですが、市街化調整区域にあり、現在活用の予定はありません。また、現地の条件から、売却するのも困難と判断していることから、当面はこのままになるかなど考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。これ以上の質問はやめておきます。

次の質問、よろしいですか。

○議長（二橋益良） はい、どうぞ。

○5番（楠 浩幸） 2点目ですけれども、同じく歳出、4款1項2目にございます母子保健費についてお伺いをしたいと思います。

特定不妊治療費補助金利用者の見込みの、今回の補正の見込みの人数と、それから今年度の実績見込みと成果がわかる範囲でお答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 今年度の特定不妊治療費補助金は、2月19日現在において申請が44件ありまして、うち妊娠件数は19件、出産は4人であり

ます。今回の補正は、今後申請が見込まれる13件について不足分を補正するものでございます。今年度の申請は、合計で57件を見込んでおります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。もっとも市民の方に周知いただいて、成果を出していただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて14番 馬場 衛君の発言を許します。14番 馬場 衛君。

〔14番 馬場 衛登壇〕

○14番（馬場 衛） 14番 馬場 衛でございます。質問させていただきます。

2款1項11目情報政策費の中の1,400万について、今回情報システムのセキュリティの強化対策ということで、その委託先とその内容についてお伺いをさせていただきます。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。企画部長。

〔企画部長 飯田勝義登壇〕

○企画部長（飯田勝義） 答弁いたします。

日本年金機構等の情報漏えい事件を受けまして、マイナンバー制度を所管する総務省から、さらなるセキュリティ対策の指示がありました。2月3日に、自治体が行うセキュリティ強化対策事業への補助を開始するとの通知がございまして、これを受けて事業を実施するものでございます。事業は繰越明許で行います。

委託内容は2つありまして、1つ目が二要素認証の整備事業です。二要素認証というのは、従来のIDとパスワードによる認証に加えまして、オペレーターの指紋とか静脈等の生体情報、もしくは本人のみが所有するICカードほかでの認証を行いまして、なりすましなどの不正操作を防止するものでございます。なお対象は、住民基本台帳や税など、市の基幹業務を行う端末を対象といたします。

2つ目はインターネットへの接続と庁内ネットワ

ークとを分離し、基幹系、情報系の2つのネットワークに加えまして、インターネット専用の新たなネットワークを構築いたします。その準備としてネットワーク機器の設定変更を行うものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 14番 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） 国の補助を受けて、しっかりとセキュリティの強化を図るという答弁でございましたので、問題は機器についてはしっかりいろんな対策をすることによって強化されていくわけですけど、それを使う、人的なものですね、そういったところが一番不正流用とか入手したりとか送ったりとかいう部分が出てくるので、特に人的なところもまた教育的な関係で御努力をいただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

8款2項3目、今度は土地の不調ですということ、用地交渉が不調となった要因、それから今後の事業の進捗状況についてお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（片山彰宏） お答えいたします。

当事業予定区間のうち、1名の方との用地交渉につきまして、平成27年1月までに延べ26回の交渉を行いました。途中、さまざまな要求に対しましてできる限りの事案に前向きに対応してまいりましたが、契約の段階に来て、用地の売買金額にプラスして、その方の過去の損失に対しての多額の補償金を支払うことが契約の条件であるという追加の申し出があり、市としましては到底受け入れることができないものと判断し、やむを得ず用地取得を断念したものでございます。

今後につきましては、道路を利用される方々には御不便をおかけすることになりますが、今まで整備した箇所と現道との取り合い工事、用地買収済みの箇所の歩道空間の整備及び車道の舗装工事を行い、平成28年度において本事業区間の完成を目指すものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 14番 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） 26回の交渉の結果、数字的な関係ですね、折り合いがつかないということで不調

に終わったということですが、結構湖西市内、何カ所かそういったところではなかなか整備が進まないというのを見られて、職員の努力は見られるんですけど、ぜひやはり生活道路、これは一番基盤になってくる部分なものですから、本当に粘り強い交渉をお願いしたいなというふうに考えております。ぜひ進めていただければと思います。

今後のほうの進捗としてはいかがですか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（片山彰宏） 歩道ができない延長が189メートルとなりまして、その区間におきましては、まずは用地買収済みの箇所につきましてはガードパイプで歩道と車道の分離を行います。また歩道空間、いわゆる路肩を歩くことになる区間につきましては、外側線の上に路面反射板を設置いたしまして、夜や暗いときにも視認しやすくするというのを考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） わかりました。とにかく事業だけは継続させていっていただきたいと思っておりますので、やはり日常生活に使う部分は、いつまでたってもここはできないというのは特に目についてきますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上で質問終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、14番 馬場 衛君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第21号の補正予算であります。4点通告をさせていただいておりますので、お願いします。

まず最初の歳入のほうで、市有財産の土地売払収入1,900万余の内容説明をお願いしたいんですが、まとまった土地ならば所在地とか面積、単価を教えてくださいたいんですが、道路用地の廃止など小面積の場合はその概要を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

〔総務部長 山本英俊登壇〕

○総務部長（山本英俊） 渡辺議員にお答えいたします。

市有土地の売払収入金額が当初見込んだ予算額を大きく上回ったことから、実績に合わせて補正をさせていただくものでございます。

売り払い用地は、旧道路敷きの廃止など未利用の普通財産土地で、全15件、合計4,122.74平方メートルでございます。点在をしております。購入された方は周辺土地と一体利用し、事業用地あるいは住宅用地として活用する予定の取得となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。

それでは2点目ですね、歳入のほうで土地開発公社の土地購入の内容については、先ほど楠議員がお尋ねしてお答えをさせていただきましたので、1点だけちょっと追加でお願いしたいんですが、去年の3月末の公社の資産として、3億4,000万ほどの土地を保有しておるといって、そういう公社の報告書があるんですが、その土地、どういう土地全体あるかというのはちょっと詳細は頭に入っておりませんので、多分今回の大森の土地は活用は難しい土地だと思うんですけども、できれば活用できそうな土地を市が買って、それを売却できればということであればもっといいかなと思うんですけども、さっきは金利がかさばらないように予算の範囲で、可能な範囲で売却するよと、購入するよというそういうふうな説明ですが、公社が持っておる土地の選択ですね、市が買おうとする。それはどういう考えなのかということだけちょっと教えていただきたいと思っております。買う選択の順序ですね。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） 済みません、議員。ちょっと今よくのみ込めなかったんですが、もう一度お願いいたします。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 公社の土地、たくさん所有土地が3億4,000万ほどあるというふうに去年の資料

で見たわけですけども、その土地をどうやって買い戻していくかと。市としては売れそうなところを買うというのが順序かなと思うんですけども、今回の場合は活用の難しい、売りたいくても売れないような場所かなというふうに思いますので、残りの土地がどういう土地であるかというのは私承知をしておりませんので、大ざっぱでいいんですけども、土地をどこから売っていいかという選択の考え方ですね、それを教えていただきたい。そういう意味でございます。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） まず優先順位ということかと思いますが、一番いいのは処分先が決まっているものがあれば、まずそれは優先をさせていただきます。また事業用地等もまだ持っているところがございますが、それは各課のほうでまた予算をつけてもらって対応を考えていただくと。それからやはり、特に大森等の土地につきましては、ここがまだかなりの面積を占めておりますので、これについては毎年少しずつでも買い戻し、本来の公社の目的に合ったものに、公社の健全な運営ということも考えて、毎年買い戻しをしていきたい。回答になっているかわかりませんが、そんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。ありがとうございました。

それでは次に参ります。3番目ですが、歳出のほうの説明書19ページです。

市税と国民健康保険税の収納業務の一元化ということで、歳出のほうですけども、この一元化というのはどういう内容で、この一元化になれば納税者のほうへの影響は何かあるのかどうか。その辺について御説明をお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） それでは議員、少し丁寧に説明をさせていただきます。

現在、保険年金課で行っております国民健康保険税の徴収事務を税務課に一元化し、業務効率を図ろうとするものでございます。

国民健康保険税の納税を例に説明させていただきますと、国民健康保険税の課税及び課税更正、納税通知書の発布、督促状の発布までを保険年金課で行い、滞納となった国民健康保険税の納税相談、財産調査、滞納処分等の徴収事務を税務課が行うものでございます。徴収一元化後も、保険年金課との連携を図り、自主納付の推進、早期の徴収を図るよう努めてまいります。

納税者への影響といたしましては、お互い個別に行っていた納税相談が税務課に集約され、納税者の負担軽減につながります。また市税、国民健康保険税をあわせた未納額を把握した中で納税者の資力を考慮した納付計画を立てることにより、継続した納付及び納付意識の向上につながると考えております。

今回、補正予算として計上させていただいております電算システム改修費は、市税、国民健康保険税に係るデータベースの統合、市税と国民健康保険税の徴収一元化を行うためのシステム改修であります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、どうですか。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。

それでは最後、4番目の質問であります。歳出のほうの9款、説明書47ページです。47ページに、返還金が1億9,100万余の返還金が載っておりますが、緊急地震・津波対策基金を返還することになったという、かなりの金額ですが、この理由をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 危機管理監。

○危機管理監（藤田和久） 本基金は、静岡県から平成25年度から27年度までの3カ年分の防災対策事業用経費を、緊急地震・津波対策交付金として市町に一括交付することで、複数年にわたる大がかりな事業を前倒して計画的に推進できるとされました歳入予算をもとに造成した基金で、本市においても平成25年12月議会で基金条例を制定し、補正予算を可決いただいて設置したものです。

静岡県が設計した基金の制度は、平成27年度末、基金に残額のある場合にはその残金を県に返還するものとなっております。本市の基金条例の附則にもその

ように記載されております。

今回の補正予算は、平成27年度の事業費への充当額を確定させ、基金の残金を静岡県へ返還しようとするものでございます。

当初、交付金の一括交付を受けるに当たりまして、庁内各課から3年間で実施したい事業を幅広に上げてもらい、事業計画を作成いたしました。これは事業ができなくて基金を返還することがあっても、事業計画に入っていなかったため交付金の交付を受けられなくなることを防ぐための方策でございました。

また、交付申請をしてから県のメニューに掲げられていても、国庫補助対象事業であれば国庫補助も申請しなければならないということが判明いたしまして、国庫補助に採択された場合には、交付金の補助率が国の補助率との差分を埋める12分の1や18分の1に低く抑えられたため、当初の計画どおりに実施できた事業であっても、基金から繰り入れできる金額が当初予定していた額から極端に少なくなった事業も幾つかございまして、大きな返還金額となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） わかりました。少し幅を広げて交付漏れを防ぐようにと、そういう意味でたくさん要望したと。それと国庫補助の制度上、もらえない場合があったという、そういうふうな理解をいたしました。

地震・津波対策はまだ実施の途上でございますので、来年度28年度の当初予算には県の補助金で4,500万ほど計上がされておりますが、今後はこれが基金にかわるものとそういう理解をしてよろしいんでしょうか。お願いします。

○議長（二橋益良） 危機管理監。

○危機管理監（藤田和久） 来年度、県がどのような事業で進めるかということにつきましては、まだ正式な通知は来てないんですけども、新聞報道等によりますと、単年度の交付金事業に変わるということで、現在の基金事業になる前が大規模地震対策総合整備交付金というような名前のものだったんですけども、その補助金が交付金として運用されていく

んではないかということで、3月2日に県のほうで説明会があるというふうに聞いておりますので、そこで多分その新しい交付金の事業の内容ですとか制度が示されるんではないかなというふうに今考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。以上で質疑を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 私は3点ほど質問させていただき予定で通告させていただきましたけども、2款総務費につきましては、情報システムのセキュリティ強化対策、さきの同僚議員への答弁説明で了解いたしましたので取り下げさせていただきます。

続いて2番目の消防費の急傾斜地崩壊対策事業、説明書47ページ、参考資料104ページでございますが、急傾斜地崩壊対策事業、県施工ということで市の負担割合はどれだけなのかということ、まずお伺いいたします。あわせて、今回事業の対象となっていない急傾斜地はあるのかどうか、この点についてもお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。危機管理監。

〔危機管理監 藤田和久登壇〕

○危機管理監（藤田和久） 吉田議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

今回の事業は、静岡モデルとして推進しております上田町特定利用斜面保全事業で、これの事業は新居幼稚園の西側の山を平らに削って、危険な斜面をなくし、削り取った後の高台を津波からの避難場所に、また発生した土砂を住吉地区に築造する予定の命山などの材料、母材になりますが、これに利用しようとするものであります。平成27年度に実施されました県の作業は、用地測量と地質調査になります。

次に負担の割合ということになりますが、通常、県が施工いたします急傾斜地崩壊対策事業に対し

す地元負担率は、市が5%、地権者等の受益者が5%となっております。しかし、この事業は地権者から対象となります土地を市に寄附していただけるということが前提として始まった事業でありまして、受益者も市となるため、事業費の10%を市が負担するということとなります。

それから、今回の事業の対象となっていない急傾斜地はあるのかという御質問ですが、今回の事業は先ほども答弁で申し上げましたが、静岡モデルとして推進をしてるということでありまして、負担金の対象となる事業はこの上田町地区の特定利用斜面保全事業だけということになります。ですので、その他の急傾斜地はこの事業の対象とはなっておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 了解をいたしました。静岡モデル事業で今回やっているので、ほかにはないということに理解をいたします。

次に3点目の地震・津波対策基金の返還金ということでございますが、これもさきに同僚議員の質疑答弁で了解をいたします。

2項目目の翌年度以降の制度についてということですが、これもさきの答弁の中で3月2日に説明会があるので云々というような説明いただきました。そうしますと今のところは来年度以降どういふぐあいになっていくのか、全く見当がつかないということなのか、おおよそこういうぐあいになっていくということに把握してるとか、その点の来年度以降の状況について、わかる範囲で説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 危機管理監。

○危機管理監（藤田和久） 渡辺議員へのお答えと余り変わらないことになってしまいますが、新聞報道等で得られてる情報に多少毛が生えてる程度になってしまいますが、平成28年度から3年間は緊急地震・津波対策交付金は継続されるというふうに聞いております。

その交付金がどのように交付されるかということなんです、平成28年度当初に3カ年分の事業計画を県のほうに提出しまして、その提出した事業計画

の中から県で承認を受けられた事業に対して、毎年度分が交付されるという制度になるのではないかなということ、余り新聞報道と変わりませんが、そのような制度だというふうに聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 了解をいたしました。また平成25年から27年のように3カ年分がもう一度繰り返されるというような見通しだということに理解をいたします。質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第21号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第20 議案第22号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに14番 馬場 衛君の発言を許可いたします。14番 馬場 衛君。

〔14番 馬場 衛登壇〕

○14番（馬場 衛） 14番 馬場 衛です。議案第22号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計の補正予算について質問させていただきます。

2款2項1目一般療養費の高額医療費についてお尋ねをさせていただきます。最近、こういった高額医療費については年々増加の傾向にあります。今回も大分大きな金額が不足が見込まれるということで増額をされております。その内容と、どういった人たちが、対象者の数についてお尋ねをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。市民経済部長。

〔市民経済部長 青島一郎登壇〕

○市民経済部長（青島一郎） 馬場議員にお答えをいたします。

高額な医療費となるものは、主に心疾患や悪性新生物、いわゆるがんでございます、が考えられます。

対象者につきましては、特定の病気に該当しなくても、同じ医療機関や複数の医療機関を多数受診、数多く受診したり、同一世帯における国保加入者の一部負担金を合算することで、世帯を合算することによりまして限度額を超える場合もございます。ということで、恐れ入りますが、対象者数を何人ということは、申しわけありませんが、ちょっと難しくできかねます。

なお、補正額の算出につきましては、12月までの支払い実績が27年度の当初予算を上回る伸びとなりまして、年度末の支払いに不足が生じることから増額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 14番 馬場 衛君、よろしいですか。

○14番（馬場 衛） 高額医療の内容につきまして

はわかりました。年々この増加ということについては避けられない、心疾患、がん、悪性がんということ、どうしても医療費はかさんでくるというふうなことですけど、担当としてはまだまだこれ伸びる要素は、増額する要素があるというふうな判断でよろしいですかね。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（青島一郎） 未来といたしますか、将来がわからないのが非常に悩ましいところではございますけれども、やはり実績を捉えまして昨年度よりも伸びているということで今回は補正をさせていただくわけですけれども、やはり年々伸びているという状況には変わりはありません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 14番 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） わかりました。それこそ健康でいつまでもというわけにはなかなかいかないですけど、そういった取り組みも必要かなと考えました。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、14番 馬場 衛君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第22号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第21 議案第23号 平成27年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第23号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第22 議案第24号 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第24号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第23 議案第25号 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第25号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第24 議案第26号 平成27年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第26号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第25 議案第27号 平成27年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第27号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第26 議案第29号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり

ません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第27 議案第30号 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 質疑をさせていただきます。説明書21ページ、包括的支援事業費中、3つの新規事業がありますが、そのうち1つ目の在宅医療・介護連携推進事業の概要をお伺いいたします。また、この事業費18万円の主な内容はどのような内容であるか、その点についての説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高柳益彦登壇〕

○健康福祉部長（高柳益彦） 吉田議員にお答えいたします。

在宅医療と介護のスムーズな連携推進を市区町村が主体となり、医師会等と連携して取り組む事業で、8つの事業項目、1、地域の医療・介護の資源の把握、2、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、3、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、4、医療・介護関係者の情報共有の支援、5、在宅医療・介護連携に関する相談支援、6、医療・介護関係者の研修、7、地域住民への普及啓発、8、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携、この8つの項目を平成30年4月までに実施するというものでございます。

事業費18万円につきましては、27年度に引き続き在宅医療・介護連携推進事業委託及び会議等の出張旅費でございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 8つの事業項目でとり行って

いくよという説明いただきました。書きとめをちょっとできなかつたもんですから、また後ほど勉強していきたいと思います。平成30年まで取り組んでいくということですが、事業はそうしますとほとんど委託料とあとはソフト面というんですか、いろいろな細かいあれですけど、この18万円でこれだけの事業の推進が十分できていくのかどうかという、今事業のボリュームを聞いたときに、非常にそこら辺のバランスというものを感じたんですけど、そこら辺いかがでしょうか。それについてもう一度確認させていただきます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 予算は少ないですが、まだ検討の段階でございまして、まずは取り組んでいきたいと思いますということをやっていますので、費用は少なくなっています。今8点申し上げたわけなんですけど、この中で特に費用がかかるものは、最終的には医療・介護連携支援センターというものを配置して、在宅医療と介護関係、医療と介護関係のそういう人材等の調整をした中で、そういう一人の方が安心して暮らせるような形で対応するような、そういう場所をつくっていきましょうという考え方がございます。この費用につきましては、いずれ大きな金額がかかってくるかと思っておりますので、これ以外につきましてはほとんどお金がかからないという判断を現在しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） よくわかりました。支援センターを将来的には配置していくんだと、これに向けてのまず最初の取り組みであるということで理解をいたしました。

次に4番目の認知症の総合支援事業、これも大変今認知症の方がふえているようにも聞いております。非常に関心のある事業だと思いますので、この事業の概要と、また本年度事業費の15万7,000円の内訳はどんな内容か、この点についてお伺いをいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の

よい環境で暮らし続けることができる社会の実現のために、認知症の人やその家族に対して戸別訪問をし適切な支援を行います認知症初期集中支援チーム、及び医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関などをつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います認知症地域支援推進員の配置を、平成30年4月までに実施するというものでございます。

事業費15万7,000円につきましては、支援チーム及び支援推進員等の研修のための出張旅費でございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 戸別訪問したり、相談業務をやっていくための推進員の配置に向けて、30年までにやっていくその準備経費だということで承りました。了解をいたします。今後の取り組みの成果につながることを期待して、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第28 議案第31号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第29 議案第32号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに8番 吉田建二君の

発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 下水道事業につきまして質問させていただきます。説明書の11ページの委託料のところ、企業会計移行業務の委託料が予算計上されております。

企業会計に移行する業務委託料の移行する事情はどういうような事情でもって企業会計に移行するのか。現行の普通会計から企業会計方式に変えるということですけど、その事情。それから移行を実施するのはいつを予定しているのか。この2点についてお伺いをいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 渡辺 泉登壇〕

○環境部長（渡辺 泉） 平成24年度末の国の汚水処理人口普及率は88%を超えており、下水道事業は整備の時代から管理の時代に転換を迎えているとも言われております。また、景気の低迷や節水意識の高まりなどによる社会情勢の変化や人口減少社会の到来による収入の鈍化なども予想されています。

そのため、下水道による住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためにも、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などが必要であることから、下水道事業にも地方公営企業法を適用し、事業経営の透明化や事業の健全化を図ろうとするものでございます。

今回の地方公営企業法の適用を受ける下水道事業は、全国の人口3万人以上の市町村が対象で、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間と位置づけ、平成32年度からの適用を求めているものでございます。

移行の実施の予定でございますけども、国からの通知では公営企業会計への移行は平成31年度までに行うこととなっておりますが、最終年度では全国で多くの下水道事業者が移行作業を行うこととなります。そのため業務を委託する業者の選定なども難しくなることが考えられます。

そのようなことから、本市では公営企業会計への移行を円滑に行うため、公営企業会計適用の時期を

2年前倒しし、平成30年4月からとしようとしているものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 公営企業法の適用が平成32年までにしなければならないというようなことから、本市は2年前倒しで30年をめどに今後準備を進めていく。事情よくわかりました。しかし、これからは企業感覚を取り入れて会計運用をしていくということで、非常に大変ではないかなとこんな思いがいたします。

次の質問をお願いします。

整備事業費中、計画策定業務の中に公共下水道のビジョン策定業務と、それから公共下水道のアクションプラン策定業務の2つがございます。このそれぞれの業務の概要について、説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。環境部長。

○環境部長（渡辺 泉） 先ほども申し上げましたが、国は平成24年度末の全国の汚水処理人口普及率が88%を超えており、整備の時代から管理の時代に移行しつつあること、また残された未整備地区を早く整備する必要があることなど社会経済情勢の変化などに対応するためにも、新下水道ビジョン2014を策定するとともに基本構想策定マニュアルの見直しなども行いました。

本市においても、これを受けまして公共下水道事業ビジョン及び公共下水道整備計画である公共下水道整備アクションプランの策定を行おうとするものでございます。

公共下水道事業ビジョン策定業務につきましては、公共下水道計画区域内におけます長期的な整備方針を検証し直すもので、公共下水道のみならず合併処理浄化槽なども含めた汚水処理施設の効率的な整備の方針や施設の維持管理、財政見直しなどを検討し、公共下水道事業ビジョンとして策定するものでございます。以上でございます。

済みません。公共下水道整備アクションプランのほう、続けて説明させていただきます。

公共下水道整備アクションプラン策定業務につきましては、公共下水道事業ビジョンに基づき10年程

度をめどに汚水処理の整備がおおむね完了する概成を目指して、具体的な整備の優先順位や整備スケジュールなどを検証し、アクションプランとして公共下水道整備計画を策定するものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 今、概要を伺い、おおむね理解をさせていただきました。これからは整備から管理の時代になるんだと、まさに営業収支を念頭にした安定的な会計運用をする、そのベースになるのがこのビジョン策定とアクションプランの策定と、このように承りました。しっかりと対応されるように期待を申し上げまして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第30 議案第33号 平成28年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 水道会計について質疑をさせていただきます。

水道の説明書の第1ページのところでございます。給水、いわゆる水の原水、浄水、配水及び給水費についてでございますが、遠州水道から受水している量は、いかほどなのか。またそれは実際に市内全域に給水をしているその水量、水の量の大体どのくらいを占めているのか。いわゆる本市は地下水とこの遠州水道受水の両方ブレンドしておるということを聞いておるんですが、その割合。

そして2番目には、その受水量と受水費のここ数年次における変化はどんなぐあいになら変わってきてる

のか。ほとんど動きがないのかどうか。

そして今後の見通しはどんなぐあいか。このことにつきまして、一括して質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 渡辺 泉登壇〕

○環境部長（渡辺 泉） 遠州広域水道の平成28年度におけます年間受水量につきましては、1万5,300立方メートル、日当たりでございます。年間558万4,500立方メートルを見込んでおります。また全体総配水量に占める割合につきましては、77.9%となっております。

続きまして、受水量につきましては平成24年度が約513万トン、平成25年度は約496万トン、平成26年度は約506万トンとなっており、年間総配水量に対する割合は平成24年度が70.2%、平成25年度が68.4%、平成26年度が69.7%という状況になっております。そのため、当面の受水量は510万トン前後で推移するものと考えております。

受水費につきましては平成24年度が約3億7,300万円、平成25年度が約3億7,500万円、平成26年度が約3億8,400万円となっております。

今後の見通しでございますが、水道事業の総配水量につきましては、節水意識の高まりなどから毎年減少傾向にありますことから、今後もこの傾向は変わらないと考えております。

また、現在の計画では自己水の取水量を今後も維持していくということになっておりますので、総配水量が減少する中では将来的な給水人口の減少などを考えますと、遠州水道の受水量はおのずと減少していくものと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） ただいま答弁いただきまして、概要を走り書きしまして、おおよそ把握いたしました。

ただ、占める割合でございますが、大体70%ぐらいですけども、28年度は77.9%というのと、28年ちょっと占める割合が多いように思うんですけども、こ

の点について何かコメントいただけたら、どうしてなのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（渡辺 泉） 28年度の予算上の数字がちょっと高くなってる分でございますけども、先ほどもおっしゃいました26年度までは実数でございます。28年度につきましては、例えば自己水の井戸が故障したりとか、そういうことも想定いたしましたして取水量を若干上乘せして、安全を見込んだ水量としているものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 了解いたしました。以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第31 議案第34号 平成28年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。初めに16番 中村博行君の発言を許します。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 質疑通告に従って質疑をさせていただきます。5点ほどありますが、ひとつよろしくをお願いします。

まず最初に、この予算、28年度の予算ですが、これは病院の改革プランに従ったものかどうか、確認をしたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。病院事務長。

〔病院事務長 柴田佳秀登壇〕

○病院事務長（柴田佳秀） 中村議員にお答えをいたします。

平成28年度湖西市病院事業会計予算案は、医師数の減があったことや患者数の実績などにより見込むことから、病院改革プランの収支計画とは差が生じております。収益的収支の経常収益の合計は、改革プランの約36億1,500万円に対し、予算案は34億800万円となっております。

差が生じた主な要因は、医業収益の入院・外来収益で、平成27年度から泌尿器科の常勤医師が1名減となったことや、1年間の実績から患者数を見込んでおりますこと、またプランには療養病床分の見込み額も含まれておりましたので、入院・外来の収入合計は予算案では約4億8,000万円下回っております。なお、収入の減を市からの繰入金で充当させていただくため、予算案はプランより増額となっております。

次に、経常費用の合計はプランの約39億1,700万円に対し、予算案は約38億3,000万円となっております。

差が生じた主な要因は、人件費が人事院勧告による増や共済組合負担金の増などにより、予算案のほうが増額となりましたが、入院患者数の減少が見込まれることから、材料費などが減となり、合計ではプランより予算案のほうが下回ったものでございます。

投資的収支では、診療に必要な医療機器やリース資産を購入するための費用であります建設改良費がプランより予算案のほうが増額となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 16番 中村博行君。

○16番（中村博行） 基本的には改革プランに沿って現状の変化があったものは変化を加えていったというふうに解釈します。それでよろしいですね。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） はい。基本的にはそれで、その後の要因で修正をさせていただいたということでもよろしくお願いたします。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） それでこの病院改革プランというのは私、いろいろ出てきてはいるんですが、これ自体が何かちょっと、組むの終わってみたら、は

っきり誰がつくって、誰が承認して、誰がこれを実行するまではいかんけど、誰がつくって、誰が承認したものだというのがはっきりわからんもんですから、その辺についてちょっと聞きたいんですが、これについては一応病院の管理者がつくって、それでこの病院の改革プラン評価委員会が承認したものだというふうには私は考えたいんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

まず病院の中で原案をつくりまして、改革プラン評価委員会で御意見をいただいて、市長決裁をもって公布ということとなっております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、私の言ったのどこが違うのか。ちょっと具体的にわからんですが、要は病院のほうでつくって、管理者がこれが最終的なプランだというふうには認めたものを、病院の改革プラン評価委員会が承認をしたというのか、これでいいですよというふうなお墨つきをもらってるよというふうには考えていいですか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） 基本的にはそれでよろしいかと思いますが、メンバーの中には市長も入っておりますし、事務局の中には病院の管理者も入っておりますので、その決定事項がプランの承認をされて、最終的には市長の決裁ということになりますけども、おおむねその考えでよろしいかと思ます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 市長にこれちょっと、私の言ったのでいいかどうか、一応確認をしたいんですが、どうですか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 病院事務長の発言で間違いはないと思います。繰り返しの御質問ですので、繰り返させていただきますと、病院事務局でつくり、病院管理者と相談した中で病院管理者がこれで提案しようとなったものを病院改革プラン委員会の審査会に出します。その中には市長も入っておりますし、議

会の代表者も入っており、湖西市のお医者さんの代表者も入っており、県の医療機関の代表者が入っているという形で承認されたものを、市長として確認をし、最終的にはそういう意味では審議会の後、市長がこれでよしとするという形だと思います。そして全員協議会に報告をする。そういう形になってきております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） わかりました。

その次の質問に移りたいんですが、次の質問ですが、平成27年度で一般病床を6,700万円をかけて療養病床に改築しましたが、収入が見込めないで一般病床に戻すというふうには新聞にも報道されておりますが、この28年度のこの病院の予算の中に、もとに戻す、一般病床に戻すような費用は入っているのか、ちょっと私、確認できなかったもんで、それを確認したいんですが。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

療養病床として改装しました病棟につきましては、一般病床としての機能も備えておりますので、一般病床に戻すための費用というものは平成28年度予算案の中にはございません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） わかりました。そうすると、申請とかそういったものも、その費用としては発生しないのですかね。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） 基本的には発生しないものと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） わかりました。それでは次の質問に移ります。

28年度予算で固定資産の購入費が昨年に比べて半分になった理由とはどういうことでしょうか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

固定資産購入費は、器械備品の購入費でございます。病院の各部署からの要望を病院内の医療機器購入選定委員会で検討をしております。経営状況が厳

しいことから、耐用年数が切れて交換部品がなくなってしまうものなど、どうしても必要な器械備品に絞り、前年度より少ない8機種8,514万9,000円といたしました。

内訳につきましては、8項目ありますが、1つで一般レントゲン撮影装置、2番目に手術時に使用する腎臓への尿管鏡、3番目に血液検査のための自動血球分析装置、4番目に膀胱ファイバースコープ、5番目に手術中の運動神経をモニタリングする装置、6番目、手術用の顕微鏡システム、7番目、婦人科用の高周波手術器、8番目、人工呼吸器の8機種8,514万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 金額的には明細でいろいろありましたけど、これを半額にするという部分は、固定資産の場合は市がたしか購入費用の半分を出して、それを債権というか、借り入れた場合にはその利子の半分を出すというような話もたしかあったと思うんですが、それにかかわってはいないですかね。そういうことで市のほうが固定資産に、市のほうの出すものは減らして、病院のほうにいろいろお願いしたいというようなことはなかったですか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

基本的には市のほうの財政も非常に厳しいという状況もございますことと、病院経営も厳しいことと両方が厳しい状況でございますので、必要最小限というところで計画をしております。おっしゃったように繰り出し基準に基づきました繰入金ということでは、御協力をというか、助けていただいております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そういうことで、たまたま減らした結果、こういう形で半額になったという内容と解釈します。

2番目のリース資産が昨年に比べて倍額になった。これは何か理由があつてですか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

リース資産購入費に計上してあります金額につき

ましては、御承知のとおりリースとして購入したものに對して支払うための金額でございます。

平成27年度に5年間のオーダーリングシステムのリース契約を結び、平成28年1月から毎月約295万円を償還いたしております。平成28年度からは1年間分を償還する予算を計上いたしましたので、27年度の1月からの3カ月間分に比べまして1年間分となりましたので増額となったものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 昨年が多かったと。ことは少なかったということで半分になったというふうに解釈しましたが、それで固定資産とその次ですが、固定資産購入費と器械備品類リースは、固定資産がリース資産で買えなかったかどうか、その辺のことは。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

固定資産購入費の医療機器の購入に計上したものは、リース物件としての取り扱いが行われていないものでございます。

現在、リース資産購入費には、リース後無償で当院の資産になるシステム購入費を対象としております。またリース利息がかかりますので、リース資産購入費とするときには、リース対象となる物件かどうかを調べ、また利息額などを検討した上で決めていこうと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） わかりました。いろいろそのリースには制約があるようですので、その辺を見きわめてよろしくお願ひしたいと思います。

では次行きます。次ですが、キャッシュフローと貸借対照表の中を見ても、一時借入金が2億円あります。その下の一時借入金の支出という部分で返す部分があるんですが、これがゼロであります。一時借入金というのは、その年度内に基本的には返してしまうものだということがあると思いますが、これが2億円借りてゼロになっているというのは、これはどういうことを意味するのか、その辺の説明をひと

つお願いします。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

一時借入金は年度末に現金が不足した場合に借り入れをすることを想定しております。平成28年度内での償還は難しいものと考えておりますので、地方公営企業法第29条第2項のただし書きの規定によりまして、3月31日に借りかえを行い、翌年度4月の診療報酬の収入や市からの繰入金の入金後に償還をしたいと考えたためでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、このキャッシュフローで見ると、場合によってはゼロになる場合もありますよというふうに、一応こういうふうな形で予算を組みましたよというふうに考えた場合には、別にこのゼロでなくて、もっと返せる場合もあるというふうな予算というふうに考えていいでしょうか、その辺は。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えいたします。

まさにそのとおりで、これは収入の増、経費の削減を心がけて、でき得るならば一時借入金を使用せずに経営をできるように努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 去年がたしか、今年度27年度が1億5,000万の一時借入金で、その年に返せるのが9,000万で、6,000万を借りるというような予算でした。実際に今回出てきたものが、次にも関係あるんですが、このときのものでは27年度にはそれが全部返せるよと、1億5,000万が全て返せるよというふうな予算でしたね、たしか。ということで、安心はする部分もあるんですが、何しろ去年から大分この一時借入金がないと病院が回っていかない状態だというふうに私は見ましたけど、この一時借入金が入らないと回らないということになると、企業会計自身が何のための企業会計かなというような部分になって、どこかの何条のどこかに書いてあるただし書きでやりくりをしていくというふうな形だと、

本来の企業会計の意味が薄れてしまうというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうかね、その考え方は。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） なかなか難しいことでありますけども、平成27年度におきましては、何とか一時借入金を借りずに経理ができそうな見込みを立てております。本来ですと、おっしゃったとおりで、現金が不足しておる状況の中では繰入金等を増額する等のお願いもすることもあろうかと思いますが、まずは病院の中での努力をということでございますので、努力を努めて、健全経営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 大いに頑張ってもらって、やってもらわなくてはいかんと思うんですが、それに関連してですが、病院収入も22年から28年度、並べてみると、26年度が最高ですかね、26年度、27年が最高なのかな、これ医業収入で行くと、これが26年が最高ですかね、それでだんだん下がってきてますね。それで病院の費用というのは年々これ上がって行って、いろいろバランススコアカードの改善をやってきてはいるんだけど、費用のほうは当然下がってきてもいいと思うんですが、それが下がらずに上がっていくような状態ですね。それでなにかそんなふうな借入金もしなくてはいかんということになると、これは市長のほうに言ったほうがいいのかな。何か抜本的なことを考えていかないと、費用のほうばかりどんどん上がってきて収入が減ってくると、これはどうしたって病院は赤字になってきて、その分何か、その中でやり方を何か工夫するような予算が出てくればいいんだけど、そういう予算も見当たらないということになれば、もう当然これはマイナスは次にも予想されるような予算だと思いますが、市長はその辺のことは何か、どういう考え方でこの予算をよしとしたのか。その辺のことをお聞きしたいんですが。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 病院の改革に、バランススコアカードという方式で内部の改革、コストダウンも

しよう、仕事のやり方も変えようというのを一つのやり方としてまずやってみるという形をとりました。

その次に、民間の病院経営について、しっかり勉強してきてもらって、その知恵を生かそうというので、ことしからの新任の事務長については、民間病院に研修を行った中で就任したわけでございます。

そういう意味では、2つのやり方の試みをもって少しずつ改革をされるであろうという期待を持っている予算でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 市長はそういう期待をされてるようですが、帰ってきて最初に出されたのが病床のまた変更するという内容と、それと予算についてはマイナスのふえることが予想される予算を出してきて、これで研修した効果があるというふうに市長はお考えですか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 12月に研修を終えて、1月に来たわけでございますので、これから成果が出るであろうという期待を持っているものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） では市長に期待して、私も期待をするということにしたいと思います。

その次ですが、その次のキャッシュフローの中の5番目の資金期首残額9,280万3,000円の根拠というのは、これはどういうところからでしょうか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

資金期首残高につきましては、平成27年度の4月から12月までの例月出納検査を受けました合計残高試算表による現金の残高及び1月から年度末までの収支の状況を見込み、現金預金の残高を算定したものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そういうことで、逆に言うと、2億円の収入があって返さんかった場合の残高は期首はこんななるよというふうに考えておけばいいかなというようには感じ取れます。

私はこれが何でここに挙げたかというのと、この期

首残高というのがまだ決算が終わっている段階ではないし、我々に出てるのは前年度の予算の段階のものしか見れないもんで、なぜこういうふうになったかなということでもちょっと質問させてもらいました。内容的にはわかりました。

その次ですが、病院事業管理者の給与のうち、その他の手当1,213万1,000円の内容の説明をお願いしたいと思います。これはどういうものかちょっとこの内容だけではわからなかったもんで質問させてもらってます。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

病院事業管理者が医療業務に従事したときに支給される医務手当が一月当たり58万1,500円の12カ月分で697万8,000円でございます。次に、医師が医療について研究・学習するための研究手当が一月当たり20万円の12カ月分で240万円でございます。次に、医師の診療業務の実績に応じた能率手当が年間で155万3,000円を見込んでおります。次に、医師が夜間・休日に診療業務に従事したときに支給される宿日直手当が1回当たり10万円の年6回分で60万円でございます。次に、介護老人福祉施設の業務に従事した場合に、往診ですね、の業務に従事した場合に支給される往診手当が1回当たり1万円毎月5回の12カ月分で60万円でございます。合計が1,213万1,000円となるものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） お医者さんとして病院で医療診療に当たってる部分だというふうに私は解釈しました。

それで、そうすると管理者としての業務とお医者さんとしての業務はどのくらいの割合にこれでおるんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） 私の感覚という感じでございますけども、医療と管理者の業務は半々ぐらいで、場合によって医療に従事されることも多いし、こういう議会とか会議等があった場合にはそちらに従事される月もございますけども、半々であろうか

と考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） お医者さんにしろ、管理者にしろ、大変な仕事なもんで、まだこれでは給料的には安いかわかりませんが、こういう経営状態を考えると、私はどちらかという管理者のほうに重点を置いて、病院をどうするかということを考えてもらったほうがいいと思います。これは希望です。以上を述べまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上であります。ほかに質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 申しわけありません。通告外で申しわけありません。

この予算には、療養病床の分って当初見込んだ予算立てだったんでしょうか。そこをまず確認させてください。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

〔病院事務長 柴田佳秀登壇〕

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

一番初めの11月ごろの予算にはそういう予算も含めて考えておりましたが、1月に入りまして急遽そういうものは一切抜いて計上いたしましたので、現在は入っておりません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 17番 神谷里枝さん、どうですか。

○17番（神谷里枝） そうしますと、4月1日から療養病床を始めるということはもう11月のときにはやっていて、1月の時点ではただいま抜いたとおっしゃったような聞き取りをしましたけども、もうその時点ではオープンはできない、そういう判断が事務局なり、市長の判断があったということなんでしょうか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） 最終的に外しましたのは、有識者検討会が療養病床の削減を決定したというところから情報が入りまして、そこから予算につい

ても、提出するぎりぎりまで調整をして、抜いていったということになります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 自分も所管の委員会に所属してますけども、1月29日の勉強会のときにもそういったことが懸念されている。3月の末ぐらいまでには東北厚生何とかでしたか、その返答が出るのでというお答えでした。新聞紙上に発表されたのが2月21日に諦めるということが新聞にも報道されました。2月19日、私たち議運、全協とあったんですけども、そういったことをスケジュール的に追っていきますと、議会への報告とかそういった判断が、周知とかそういったことが、ちょっと余りにも遅過ぎたということはないんですか。そこら辺、今ちょっと新年度予算ですので、委員会へ付託されるわけですけども、ふと気がついたときに、あれ、これって本当は療養病床は4月1日からオープンだったら、確実に今予算に含まれていないとおかしいですよ。それがある程度そちらのほうにはもうそういう情報があって、1月下旬でもう一度つくり直したときにはその療養病床分を抜いた予算立てをしたということだったと思いますので、その辺について、どうなんですかね、これだけ市民の期待が大きいものだったことに対して、もう少し、何て言うんですかね、明確な情報を議会なり、市民に提供してもよかったですのではないかなという気がしますが。予算には含まれてないからそれでいいという問題ではないと思うんですけども。その辺について、市長、どのようにお考えですか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 私のスケジュールのメモですと、大変だという、いわゆる予想と大分違ってしまったという情報が入ったのが1月29日でございます。そこで、判断できませんので、まずこれからしっかり考えようねという中で、病院改革委員会をすぐに招集をすべきだと。そこで皆さんの意見ももらわなければならないという形になり、2月4日に開催されます。2月4日の開催は多分2月1日に通知をしていると思いますので、金曜日が29日なもんですから、多分2月1日に連絡をし、改革委員会のこうい

うかくかくしかじかで開くということが連絡されています。その時点で議会代表のメンバーにも連絡が行っております。そして、その結論をもって、次に方針が確定したということから、予算の修正に入っているはずで、そこで全員協議会で招集告示が12日ですから、2月12日までに約8日間ございまして、8日間で予算修正を行ったはずでございます。以上の経過でございます。新年度予算には修正したものを提出しなければならないということから、約1月29日から2月12日までの間で、必死の作業を行ったという実態でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 事務長、それで間違いないですか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） はい、そのとおりでございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 手違いがないような段取りをとって、そういう新予算が計上されてきたということはわかりましたけども、とにかくこれだけ年度末に差し迫って大きなそういった方針が急遽、いいほうへ展開されるのであればいいですけども、マイナス方向へ展開されていくということは本当にこれ、慎重さが足りなかったと言えば慎重さが足りなかったかもしれませんけども、湖西市民にとっては大変大きな不安要素がふえたことになっていくと思いません。

済みません、最後にこの件につきまして、病院長のちょっと感想なりをお伺いしたいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

一応質疑でございますので、この内容の範疇で判断したいと思いますけども、一般質問の形態になってしまいますので、一応この場では差し控えていた

だきたいと思えます。

○17番（神谷里枝） これで終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上であります。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第32 請願第1号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める請願を議題といたします。

本件は2月19日の本会議で福祉教育委員会に付託いたしましたがお手元に配付してあります請願審査報告書のとおり報告されております。

ここで福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 竹内祐子さん。

〔福祉教育委員長 竹内祐子登壇〕

○福祉教育委員長（竹内祐子） 10番 竹内祐子。福祉教育委員会、請願第1号請願審査報告をいたします。

本3月定例会において当福祉教育委員会に付託されました請願第1号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を求める請願について、2月22日午後2時より委員会を招集し、紹介議員に出席を求め、慎重に審査をいたしました。請願第1号について、各委員から述べられた意見の主なものについて報告させていただきます。

採択すべきものとする意見。国で35人学級が制度化されれば、静岡式35人学級編制で設けられている下限設定もなくなり、湖西市内で該当する学校でも教育環境が改善される。

教育現場からも35人学級が望ましいという意見が出ており、趣旨について理解できる。

義務教育に対して国が2分の1を負担するのは当然の責任である。

その他にも意見がございましたが、討論なく採決の結果、当福祉教育委員会は第1項、第2項とも全員賛成にて採択すべきものと決しました。以上で報

告を終わります。

○議長（二橋益良） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの請願審査報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは請願第1号について採決を行います。採決は項目ごとに区分して行います。

まず第1項 学級編制標準を引き下げ、35人学級の制度化を早期に実現することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって第1項は採択することに決しました。

次に第2項 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担割合を2分の1に還元することを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって第2項は採択することに決しました。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時15分 散会
